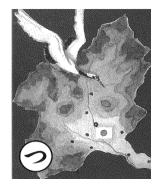




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年12月23日(金) 号外(第4号)

目次

ページ

条 例		ページ
○群馬県旅券法関係手数料条例の一部を改正する条例(地域外交課)	2	2
○群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(総務課)	2	2
○群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(人事課)	3	3
○群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例(県民活動支援・広聴課)	29	29
○群馬県個人情報保護審議会条例(同)	32	32
○群馬県情報公開条例の一部を改正する条例(同)	34	34
○群馬県県営住宅設置条例の一部を改正する条例(住宅政策課)	35	35
○群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(学校人事課)	35	35
○群馬県暴力団排除条例の一部を改正する条例(組織犯罪対策課)	51	51
○群馬県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(議会事務局総務課)	54	54
○県議会議員の議員報酬等支給条例の一部を改正する条例(同)	66	66

■ 条 例

群馬県旅券法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第七十三号

群馬県旅券法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県旅券法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第一号中「二千円」の下に「(法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合には、四千元)」を加え、同条第三号を削り、同条に次の一項を加える。

2 大規模な災害に際して申請者の経済的負担の軽減を図るために特に必要があると知事が認める場合には、前項第一号及び第二号に定める額の手数料を減額し、又は免除することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年三月二十七日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二条第一項(旅券法の一部を改正する法律(令和四年法律第三十三号)による改正後の旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)(以下「改正後の旅券法」という。))第二十条第二項の規定の適用を受ける場合を除く。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる申請に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の第二条第一項第一号(改正後の旅券法第二十条第二項の規定の適用を受ける場合に限る。)の規定は、施行日以後にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が改正後の旅券法第十八条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定によりその効力を失った場合について適用し、施行日前にされた発給の申請に基づいて発行された一般旅券が同項(同項第二号に係る部分に限る。)の規定によりその効力を失った場合については、なお従前の例による。

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第七十四号

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年群馬県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の五の五の項上欄四中「人違いでない」を「本人である」に改め、同欄(中)「及び第十二条第一項」を削り、同欄(五)を同欄(六)とし、同欄(六)を同欄(七)とし、同欄(七)を「本人である」に改め、同欄(九)を同欄(十)とし、同欄(十)を「受け付ける」を「受ける」に改め、同欄(十一)を同欄(十二)とし、同欄(十二)を削り、同欄(六)中「第八条第二項」を「第八条第三項」に改め、同欄(六)を同欄(七)とし、同欄(七)中「及び第十二条第三項」を削り、同欄(六)を同欄(七)とし、その次に次のように加える。

(七) 法第八条第二項又は第三項の規定により、現有旅券の返納を受けること。別表第一の五の五の項上欄四の次に次のように加える。

(五) 法第三条第五項の規定により、申請者が現に所持する一般旅券を確認すること。

附 則

この条例は、令和五年三月二十七日から施行する。

群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年十二月二十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第七十五号

群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(群馬県職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の百五」に、「百分の百十五」を「百分の百二十五」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の五十」に、「百分の五十五」を「百分の六十」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一(第四条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		

再任用 職員 以外の 職員	5 5	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	5 6	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	5 7	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	5 8	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	5 9	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	6 0	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
	6 1	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	6 2	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
	6 3	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
	6 4	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	6 5	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	6 6	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	6 7	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
	6 8	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
	6 9	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
	7 0	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
	7 1	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
	7 2	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
	7 3	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
	7 4	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
	7 5	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
	7 6	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
	7 7	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
	7 8	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
	7 9	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
	8 0	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
	8 1	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
	8 2	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
	8 3	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
	8 4	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
8 5	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
8 6	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300			
8 7	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600			
8 8	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			
8 9	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000			
9 0	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300			
9 1	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600			
9 2	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800			
9 3	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000			
9 4		294,900	342,600					
9 5		295,200	343,100					
9 6		295,600	343,500					
9 7		295,800	343,700					
9 8		296,100	344,100					
9 9		296,500	344,500					
1 0 0		296,900	344,800					
1 0 1		297,100	345,100					
1 0 2		297,400	345,500					
1 0 3		297,800	345,900					
1 0 4		298,100	346,300					
1 0 5		298,300	346,800					
1 0 6		298,600	347,200					
1 0 7		299,000	347,600					
1 0 8		299,300	348,000					
1 0 9		299,500	348,500					
1 1 0		299,900	348,900					
1 1 1		300,300	349,200					
1 1 2		300,600	349,500					
1 1 3		300,800	350,000					
1 1 4		301,000						
1 1 5		301,300						

	116		301,700							
	117		301,900							
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、非常勤の職員には適用しない。

別表第二(第四条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	174,500	190,200	215,100	254,900	296,300	321,300	347,600	381,900	422,800
	2	176,200	191,900	217,100	256,700	298,100	323,500	349,800	384,100	424,600
	3	178,000	193,700	219,100	258,500	299,900	325,600	352,100	386,000	426,500
	4	179,700	195,500	221,100	260,300	301,900	327,600	354,300	388,100	428,400
	5	181,100	197,300	223,100	262,000	303,600	329,700	356,300	389,800	429,800
	6	183,000	199,400	224,900	263,800	305,500	331,500	358,400	391,800	431,500
	7	184,800	201,600	226,900	265,400	307,500	333,200	360,600	393,600	433,100
	8	186,700	203,800	228,800	267,100	309,600	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	188,300	205,800	230,900	268,200	311,400	336,500	364,500	397,100	436,200
	1 0	190,000	208,100	232,700	269,700	313,600	338,800	366,700	399,100	437,900
	1 1	191,700	210,600	234,500	271,000	315,700	341,000	368,700	401,100	439,500
	1 2	193,400	212,900	236,300	272,200	317,700	343,300	370,900	403,200	441,100
	1 3	195,100	214,900	238,100	273,500	319,700	345,300	372,700	404,900	442,200
	1 4	197,100	216,700	240,000	274,800	321,600	347,400	374,800	407,000	443,800
	1 5	199,100	218,500	241,900	275,800	323,200	349,600	376,800	409,000	445,600
	1 6	201,100	220,300	243,800	277,000	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	1 7	203,200	222,200	245,300	277,700	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	1 8	205,300	223,900	247,100	279,100	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	1 9	207,600	225,800	248,900	280,400	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	2 0	209,900	227,600	250,700	281,700	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	2 1	212,000	229,300	252,300	283,000	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	2 2	213,800	231,100	253,600	284,000	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	2 3	215,500	232,900	254,800	285,300	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	2 4	217,300	234,700	256,100	286,500	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	2 5	219,200	236,300	257,300	287,500	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	2 6	220,900	238,000	258,500	289,100	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	2 7	222,700	239,700	259,800	290,800	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	2 8	224,400	241,300	260,900	292,400	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	2 9	226,300	242,500	261,800	294,300	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	3 0	228,100	244,300	262,800	296,200	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	3 1	229,900	246,100	264,000	297,900	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	3 2	231,700	247,900	265,000	299,700	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	3 3	233,300	249,300	265,500	301,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	3 4	235,000	250,800	266,700	303,000	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	3 5	236,700	252,100	267,700	304,800	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	3 6	238,400	253,500	268,700	306,500	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	3 7	239,600	254,700	269,500	308,200	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	3 8	241,400	256,000	270,400	309,800	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	3 9	243,200	257,200	271,400	311,600	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	4 0	245,000	258,200	272,200	313,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	4 1	246,400	259,200	273,200	314,500	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	4 2	247,800	260,300	274,300	316,000	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	4 3	249,100	261,300	275,300	317,700	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	4 4	250,300	262,300	276,100	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
	4 5	251,400	262,900	277,200	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	4 6	252,500	264,000	278,600	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	476,800
	4 7	253,500	264,900	279,900	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	477,000
	4 8	254,300	266,000	281,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	477,200
	4 9	255,000	266,800	283,000	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	477,400
	5 0	255,900	267,800	284,700	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	477,600
	5 1	257,000	268,800	286,200	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	477,800
	5 2	258,000	269,700	287,600	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	478,000
	5 3	258,500	270,700	289,000	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	478,200
	5 4	259,700	271,400	290,600	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	478,400
	5 5	260,500	272,400	292,200	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	478,600
	5 6	261,600	273,300	293,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	478,800
	5 7	262,500	274,300	295,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	479,000
	5 8	263,300	275,800	296,700	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	479,200
	5 9	264,100	277,000	298,400	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	479,400
	6 0	264,900	278,400	300,000	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	479,600
	6 1	265,700	279,900	301,400	346,800	400,400	414,800	434,000	454,600	479,800
	6 2	266,300	281,500	303,000	348,500	401,100	415,400	434,300	454,800	479,900
	6 3	267,100	282,800	304,600	350,200	401,800	415,900	434,600	455,000	480,000
	6 4	267,700	284,300	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	455,200	480,100

再任 用職 員以 外の 職	6 5	268,800	285,600	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200
	6 6	270,000	286,800	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500
	6 7	271,000	288,200	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800
	6 8	271,900	289,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100
	6 9	273,000	290,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300
	7 0	274,400	292,300	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600
	7 1	275,600	293,800	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900
	7 2	276,900	295,100	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200
	7 3	277,900	296,300	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400
	7 4	279,100	297,600	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700
	7 5	280,400	298,900	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000
	7 6	281,400	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300
	7 7	282,500	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500
	7 8	283,700	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800
	7 9	284,800	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100
	8 0	285,500	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400
	8 1	286,600	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600
	8 2	287,700	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900
	8 3	288,800	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200
	8 4	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500
	8 5	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700
	8 6	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500	
	8 7	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800	
	8 8	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000	
	8 9	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200	
	9 0	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500	
	9 1	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800	
	9 2	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000	
	9 3	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200	
	9 4	300,600	324,200	350,600	384,200	416,100		
	9 5	301,700	325,600	352,100	384,800	416,500		
	9 6	303,000	326,900	353,600	385,300	416,900		
	9 7	304,100	328,100	354,900	385,700	417,200		
	9 8	305,300	329,400	356,100	386,100			
	9 9	306,500	330,700	357,200	386,700			
	1 0 0	307,700	332,000	358,400	387,200			
	1 0 1	308,900	333,400	359,500	387,600			
	1 0 2	309,900	334,300	360,600	388,100			
	1 0 3	311,000	335,400	361,700	388,700			
	1 0 4	312,000	336,600	362,900	389,200			
	1 0 5	312,800	337,700	364,100	389,500			
	1 0 6	313,400	338,800	364,600	389,900			
	1 0 7	314,000	339,800	365,200	390,400			
	1 0 8	314,700	340,900	365,800	390,700			
	1 0 9	315,200	342,100	366,400	391,000			
	1 1 0	315,700	343,100	366,900	391,500			
	1 1 1	316,200	344,100	367,400	392,000			
1 1 2	316,800	345,000	367,900	392,500				
1 1 3	317,600	345,900	368,300	392,800				
1 1 4	318,300	346,800	368,700	393,300				
1 1 5	319,000	347,800	369,300	393,800				
1 1 6	319,700	348,800	369,800	394,300				
1 1 7	320,300	349,800	370,200	394,600				
1 1 8	321,100	350,300	370,700	395,100				
1 1 9	321,800	350,900	371,300	395,600				
1 2 0	322,600	351,500	371,800	396,100				
1 2 1	323,200	351,800	372,000	396,500				
1 2 2	323,500	352,200	372,500	397,000				
1 2 3	324,000	352,700	373,000	397,400				
1 2 4	324,500	353,100	373,400	397,900				
1 2 5	324,800	353,500	373,900	398,300				
1 2 6		353,900	374,400					
1 2 7		354,400	374,900					
1 2 8		354,800	375,400					
1 2 9		355,200	375,700					
1 3 0		355,600	376,200					
1 3 1		356,000	376,700					
1 3 2		356,400	377,200					
1 3 3		356,600	377,500					

	134		357,100	378,000						
	135		357,500	378,400						
	136		357,800	378,800						
	137		358,100	379,100						
	138		358,500	379,600						
	139		359,000	380,100						
	140		359,500	380,600						
	141		359,800	380,900						
	142		360,300							
	143		360,800							
	144		361,300							
	145		361,600							
再任用職員		241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考(一) この表は、警察官に適用する。

(二) 3級の5号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、217,800円とする。

別表第三(第四条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,400	198,800	284,700	333,500	388,800
	2	151,500	201,400	287,100	335,700	391,700
	3	152,700	203,800	289,400	337,700	394,300
	4	153,800	206,300	291,700	339,600	397,100
	5	154,900	208,800	294,000	341,300	399,200
	6	156,200	211,100	295,900	343,000	401,900
	7	157,500	213,400	297,900	344,600	404,600
	8	158,800	215,600	299,600	345,900	407,300
	9	159,800	217,700	301,400	347,600	409,800
	10	161,500	220,000	303,800	349,600	412,400
	11	163,100	222,500	306,100	351,700	415,100
	12	164,700	224,800	308,600	353,600	417,900
	13	166,100	226,800	310,700	355,600	420,500
	14	168,000	229,200	313,100	357,500	423,200
	15	169,900	231,700	315,500	359,300	426,000
	16	171,900	234,100	318,200	361,200	428,700
	17	173,500	236,300	320,600	362,900	431,200
	18	175,600	239,100	322,800	364,800	433,800
	19	177,700	242,000	324,800	366,500	436,300
	20	179,700	244,900	326,800	368,500	438,900
	21	181,800	247,400	328,900	370,000	441,400
	22	184,000	250,100	330,500	372,000	444,000
	23	186,200	252,600	331,900	373,700	446,600
	24	188,400	255,300	333,300	375,600	449,100
	25	190,400	257,800	335,200	377,000	449,400
	26	192,600	260,200	337,100	378,700	449,800
	27	194,700	262,500	338,900	380,600	450,100
	28	196,800	264,600	340,700	382,500	450,400
	29	198,900	267,100	342,600	384,200	450,700
	30	200,400	269,200	344,300	386,100	451,100
	31	202,200	271,100	345,800	388,000	451,400
	32	203,900	273,100	347,500	389,900	451,700
	33	205,700	274,800	348,700	391,500	452,000
	34	207,600	276,800	350,100	393,300	452,400
	35	209,500	278,800	351,400	394,900	452,700
	36	211,400	280,600	352,900	396,700	453,000
	37	212,900	282,500	354,100	397,900	453,300
	38	214,800	283,600	355,500	399,400	453,700
	39	216,700	284,800	356,700	400,800	454,000
	40	218,600	286,000	358,100	402,200	454,300
	41	220,400	287,200	358,800	403,600	454,600
	42	222,300	287,900	359,900	404,900	455,000
	43	224,200	288,500	361,100	406,400	455,300
	44	226,100	289,200	362,200	408,000	455,600

	4 5	227,800	289,900	363,300	409,400	455,900
	4 6	229,700	291,000	364,500	410,600	456,300
	4 7	231,500	292,100	365,800	412,200	456,600
	4 8	233,300	293,200	366,900	413,800	456,900
	4 9	234,900	294,400	368,000	415,100	457,200
	5 0	236,700	295,600	369,300	416,500	457,600
	5 1	238,400	296,600	370,600	418,000	457,900
	5 2	240,000	297,500	371,900	419,400	458,200
	5 3	241,300	298,600	372,600	419,600	458,500
	5 4	243,000	299,600	373,600	419,900	458,900
	5 5	244,600	300,800	374,500	420,200	459,200
	5 6	246,100	301,700	375,500	420,400	459,500
	5 7	247,300	302,200	376,300	420,600	459,800
	5 8	248,500	303,000	377,100	420,900	460,200
	5 9	249,400	304,000	377,800	421,200	460,500
	6 0	250,300	304,900	378,500	421,400	460,800
再任職員以外の職員	6 1	251,300	305,800	379,100	421,600	461,100
	6 2	252,200	306,900	379,800	421,900	461,500
	6 3	253,100	308,000	380,700	422,200	461,800
	6 4	254,000	309,100	381,600	422,400	462,100
	6 5	254,900	309,900	382,200	422,600	462,400
	6 6	255,800	311,000	383,000	422,900	462,800
	6 7	256,600	311,900	383,800	423,200	463,100
	6 8	257,200	312,900	384,600	423,400	463,400
	6 9	258,000	313,900	385,200	423,600	463,700
	7 0	259,300	314,900	385,900	423,900	464,100
	7 1	260,600	316,000	386,600	424,200	464,400
	7 2	261,800	317,100	387,300	424,400	464,700
	7 3	263,100	317,600	388,000	424,600	465,000
	7 4	264,500	318,600	388,600		
	7 5	265,700	319,700	389,200		
	7 6	266,700	320,800	389,900		
	7 7	267,700	321,900	390,600		
	7 8	268,800	322,900	391,200		
	7 9	270,000	323,800	391,800		
	8 0	270,900	324,700	392,400		
8 1	272,100	325,800	393,000			
8 2	273,300	326,600	393,600			
8 3	274,500	327,300	394,200			
8 4	275,500	328,100	394,800			
8 5	276,600	328,600	395,300			
8 6	277,600	329,100	395,800			
8 7	278,700	329,600	396,300			
8 8	279,700	330,100	397,000			
8 9	280,500	330,400	397,400			
9 0	281,700	330,900				
9 1	282,700	331,400				
9 2	283,900	331,900				
9 3	284,800	332,200				
9 4	285,800	332,600				

	9 5	286,800	333,100			
	9 6	287,800	333,600			
	9 7	288,100	334,100			
	9 8	289,000	334,600			
	9 9	289,700	335,100			
	1 0 0	290,600	335,600			
	1 0 1	291,500	336,100			
	1 0 2	292,200	336,600			
	1 0 3	292,900	337,100			
	1 0 4	293,600	337,600			
	1 0 5	294,300	338,100			
	1 0 6	294,800	338,500			
	1 0 7	295,300	339,000			
	1 0 8	295,800	339,400			
	1 0 9	296,000	339,900			
	1 1 0	296,400	340,300			
	1 1 1	296,700	340,800			
	1 1 2	297,000	341,200			
	1 1 3	297,300	341,700			
	1 1 4	297,600	342,100			
	1 1 5	297,900	342,600			
	1 1 6	298,200	343,000			
	1 1 7	298,500	343,500			
	1 1 8	298,900	343,900			
	1 1 9	299,200	344,300			
	1 2 0	299,600	344,700			
	1 2 1	299,900	345,100			
再任用職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、本務として試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、任命権者が人事委員会と協議して定めるものに適用する。

別表第四(第四条関係)

医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	253,600	338,400	400,400	471,700
	2	256,100	341,400	403,300	474,000
	3	258,600	344,200	405,900	476,200
	4	261,100	347,100	408,600	478,500
	5	263,300	349,800	411,000	480,700
	6	267,100	352,800	413,300	482,900
	7	270,900	355,900	415,400	485,100
	8	274,700	358,700	417,300	487,300
	9	278,300	361,100	419,500	489,300
	10	282,300	363,700	422,200	491,400
	11	286,300	366,400	424,800	493,500
	12	290,300	369,200	427,500	495,600
	13	294,000	372,100	429,900	497,700
	14	298,000	375,600	432,400	499,800
	15	301,900	378,600	434,800	501,900
	16	305,700	382,200	437,300	504,000
	17	309,300	385,600	439,300	506,100
	18	312,800	388,300	441,700	508,100
	19	316,300	390,800	444,000	510,100
	20	319,800	393,400	446,400	512,100
	21	323,400	396,100	447,900	513,900
	22	327,100	398,300	450,300	515,700
	23	330,500	400,200	452,600	517,600
	24	333,800	401,800	454,900	519,500
	25	337,300	403,800	456,900	521,200
	26	339,800	406,100	459,200	523,000
	27	342,400	408,300	461,400	524,800
	28	344,700	410,600	463,700	526,600
	29	347,100	412,900	465,800	528,200
	30	348,900	415,000	468,100	530,000
	31	350,700	417,000	470,400	531,800
	32	352,700	419,100	472,600	533,600
	33	354,900	421,000	474,600	535,200
	34	357,200	422,800	476,700	537,000
	35	359,300	424,600	478,800	538,700
	36	361,600	426,600	480,900	540,500
	37	363,700	428,500	483,000	542,100
	38	366,100	430,500	484,800	543,700
	39	368,300	432,400	486,600	545,100
	40	370,300	434,400	488,400	546,700
再任用職員以外	41	372,500	436,200	490,100	548,200
	42	373,500	438,000	491,900	549,600
	43	374,300	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300

職員					
	4 5	376, 200	443, 300	497, 100	553, 500
	4 6	377, 600	445, 100	498, 800	554, 500
	4 7	379, 100	446, 900	500, 600	555, 500
	4 8	380, 600	448, 600	502, 400	556, 500
	4 9	381, 700	450, 400	504, 000	557, 500
	5 0	382, 700	452, 100	505, 300	558, 400
	5 1	383, 700	453, 900	506, 600	559, 300
	5 2	384, 500	455, 700	507, 900	560, 200
	5 3	385, 400	457, 600	508, 900	561, 000
	5 4	386, 300	458, 800	510, 200	561, 900
	5 5	387, 000	460, 000	511, 500	562, 800
	5 6	387, 900	461, 200	512, 800	563, 700
	5 7	388, 600	462, 400	513, 800	564, 600
	5 8	389, 500	463, 400	514, 600	565, 500
	5 9	390, 300	464, 400	515, 400	566, 400
	6 0	391, 100	465, 400	516, 200	567, 100
	6 1	391, 600	466, 200	517, 100	568, 000
	6 2	392, 100	466, 900	517, 900	568, 900
	6 3	392, 500	467, 600	518, 800	569, 800
	6 4	393, 000	468, 300	519, 600	570, 700
	6 5	393, 300	469, 000	520, 500	571, 600
	6 6		469, 700	521, 400	
	6 7		470, 400	522, 100	
	6 8		471, 000	523, 000	
	6 9		471, 300	523, 900	
	7 0		472, 000	524, 700	
	7 1		472, 700	525, 600	
	7 2		473, 400	526, 500	
	7 3		473, 800	527, 300	
	7 4		474, 400	528, 200	
	7 5		475, 100	529, 100	
	7 6		475, 800	529, 800	
	7 7		476, 200	530, 600	
	7 8		476, 800	531, 500	
	7 9		477, 400	532, 400	
	8 0		477, 900	533, 300	
	8 1		478, 500	534, 100	
	8 2		479, 000	535, 000	
	8 3		479, 500	535, 900	
	8 4		480, 000	536, 800	
	8 5		480, 400	537, 600	
	8 6		481, 000	538, 500	
	8 7		481, 400	539, 400	
	8 8		481, 900	540, 300	
	8 9		482, 400	541, 100	
	9 0		483, 000		
	9 1		483, 600		
	9 2		484, 000		
	9 3		484, 500		
	9 4		485, 100		

	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、保健福祉事務所、衛生環境研究所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(二)

職 の 分 区	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	特 5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	290,200	327,000	371,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	292,300	329,000	373,800
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	294,200	331,200	376,400
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	296,200	333,400	379,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	298,000	335,200	381,500
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	299,900	337,400	384,200
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	301,500	339,400	386,800
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	303,100	341,600	389,500
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	305,100	343,400	391,600
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	307,000	345,500	393,900
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	309,100	347,600	396,100
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	311,100	349,700	398,300
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	313,100	351,200	400,400
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	315,100	353,200	402,400
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	317,200	355,100	404,400
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	319,300	357,100	406,500
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	323,300	358,900	408,300
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	325,300	360,900	410,300
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	327,300	362,900	412,200
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	329,300	364,900	414,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	331,000	366,700	416,100
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	333,100	368,700	417,700
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	335,100	370,800	419,300
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	337,200	372,900	420,800
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	338,600	374,300	422,300
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	340,500	376,100	423,600
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	342,400	377,900	424,900
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	344,300	379,600	426,200
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	345,900	381,400	427,500
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	347,800	382,900	428,700
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	349,700	384,500	429,900
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	351,500	386,200	431,000
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	353,400	387,500	432,200
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	355,200	388,800	433,400
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	357,000	390,100	434,600
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	358,700	391,300	435,800
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	360,100	392,400	437,100
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	361,400	393,600	437,900
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	362,800	394,700	438,300
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	364,200	395,800	439,000
	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	365,500	396,600	439,500
	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	366,400	397,400	439,900
	43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	367,500	398,200	440,300
	44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	368,600	399,000	440,700
	45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	369,400	399,400	441,100
	46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	370,300	400,000	441,500
	47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	371,200	400,500	441,900
	48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	372,100	400,900	442,200
	49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	373,000	401,300	442,500
	50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	373,800	401,600	442,900
	51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	374,600	401,900	443,200
	52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	375,400	402,200	443,500

再任職員以外の員	5 3	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	376,100	402,500	443,800
	5 4	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	376,800	402,800	
	5 5	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	377,500	403,100	
	5 6	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	378,200	403,400	
	5 7	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	378,700	403,700	
	5 8	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	379,300	404,000	
	5 9	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	379,900	404,300	
	6 0	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	380,600	404,700	
	6 1	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	381,000	404,900	
	6 2	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	381,700	405,200	
	6 3	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	382,300	405,500	
	6 4	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	382,900	405,800	
	6 5	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	383,300	406,000	
	6 6	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900	383,900	406,300	
	6 7	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600	384,500	406,600	
	6 8	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200	385,100	406,900	
	6 9	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600	385,500	407,100	
	7 0	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100	386,000	407,400	
	7 1	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600	386,500	407,700	
	7 2	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100	387,100	408,000	
	7 3	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700	387,400	408,200	
	7 4	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200	387,800		
	7 5	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800	388,200		
	7 6	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400	388,600		
	7 7	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900	388,900		
	7 8	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400	389,200		
	7 9	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900	389,500		
	8 0	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400	389,800		
	8 1	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700	390,000		
	8 2	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200	390,300		
	8 3	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600	390,600		
	8 4	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000	390,800		
	8 5	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400	391,000		
	8 6		289,500	325,400	346,300		391,300		
	8 7		289,700	325,600	346,600		391,600		
	8 8		289,900	326,000	346,900		391,800		
	8 9		290,300	326,400	347,300		392,000		
	9 0		290,500	326,800	347,600		392,300		
	9 1		290,700	327,200	348,000		392,600		
	9 2		290,900	327,600	348,300		392,800		
9 3		291,300	327,900	348,700		393,000			
9 4		291,500	328,100	349,000					
9 5		291,700	328,500	349,300					
9 6		292,000	328,800	349,600					
9 7		292,400	329,000	349,900					
9 8		292,700	329,300	350,300					
9 9		292,900	329,600	350,700					
1 0 0		293,200	329,900	351,100					
1 0 1		293,500	330,100	351,600					
1 0 2		293,700	330,400	352,000					
1 0 3		293,900	330,800	352,400					
1 0 4		294,200	331,000	352,800					
1 0 5		294,500	331,200	353,300					
1 0 6			331,400						
1 0 7			331,800						

	108			332,000					
	109			332,200					
	110			332,600					
	111			333,000					
	112			333,400					
	113			333,600					
再任用職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	289,700	322,800	365,000

備考 この表は、保健福祉事務所等に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師等で現に当該本来の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職 の 分 区	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	特 5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400	290,700	330,100	374,100
	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000	292,900	332,200	376,700
	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600	295,000	334,200	379,400
	4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400	297,000	336,400	382,000
	5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000	298,800	338,400	384,200
	6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800	300,800	340,500	386,600
	7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500	302,600	342,600	388,900
	8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200	304,200	344,700	391,200
	9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900	306,100	346,200	393,200
	10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500	308,400	348,200	395,300
	11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800	310,600	350,100	397,500
	12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100	312,900	352,100	399,800
	13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600	315,000	354,000	401,700
	14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200	317,100	356,100	403,700
	15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000	319,300	358,200	405,900
	16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800	321,400	360,200	408,100
	17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500	323,300	362,200	410,100
	18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100	325,300	364,200	412,300
	19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800	327,300	366,300	414,500
	20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500	329,300	368,400	416,600
	21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900	331,000	370,100	418,500
	22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400	333,100	372,200	420,400
	23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900	335,100	374,300	422,200
	24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400	337,200	376,300	424,100
	25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800	338,600	378,300	425,800
	26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200	340,500	379,900	427,400
	27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700	342,400	381,800	429,100
	28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300	344,300	383,700	430,700
	29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400	345,900	385,500	432,000
	30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900	347,800	387,200	433,300
	31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300	349,700	389,100	434,900
	32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800	351,500	390,900	436,400
	33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400	353,400	392,600	438,100
	34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900	355,200	394,300	439,700
	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500	357,000	396,100	441,100
	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000	358,700	397,800	442,500
	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700	360,100	399,400	443,600
	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300	361,400	401,100	444,900
	39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800	362,800	402,900	446,200
	40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400	364,200	404,700	447,600
	41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600	365,500	406,200	448,600
	42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100	366,400	407,700	449,300
	43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600	367,500	409,200	450,100
	44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000	368,600	410,500	450,700
	45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600	370,800	411,600	451,600
	46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600	372,100	412,700	452,300
	47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100	373,400	413,800	453,100
	48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400	374,700	415,000	453,900
	49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800	376,100	416,300	454,600
	50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200	376,800	417,400	455,300
	51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500	377,500	418,600	456,000
	52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900	378,200	419,700	456,800

	5 3	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400	378,700	420,900	457,600
	5 4	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600	379,300	421,900	458,400
	5 5	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700	379,900	423,000	459,100
	5 6	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900	380,600	424,100	459,800
	5 7	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000	381,000	425,200	460,600
	5 8	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900	381,700	425,700	
	5 9	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900	382,300	426,300	
	6 0	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900	382,900	426,700	
	6 1	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500	383,300	427,300	
	6 2	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300	383,900	427,800	
	6 3	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100	384,500	428,200	
	6 4	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900	385,100	428,700	
	6 5	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600	385,500	429,300	
	6 6	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300	386,000	429,700	
	6 7	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100	386,500	430,000	
	6 8	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800	387,100	430,300	
	6 9	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400	387,400	430,700	
	7 0	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000	387,800		
	7 1	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700	388,200		
	7 2	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300	388,600		
	7 3	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000	388,900		
	7 4	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500	389,200		
	7 5	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100	389,500		
	7 6	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600	389,800		
	7 7	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000	390,000		
	7 8	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600	390,300		
	7 9	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100	390,600		
	8 0	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400	390,800		
再任職員以外の職員	8 1	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700	391,000		
	8 2	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200	391,300		
	8 3	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600	391,600		
	8 4	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900	391,800		
	8 5	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200	392,000		
	8 6	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700	392,300		
	8 7	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200	392,600		
	8 8	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	392,800		
	8 9	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	393,000		
	9 0	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	393,300		
	9 1	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800	393,600		
	9 2	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200	393,800		
	9 3	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600	394,000		
	9 4	281,900	315,000	348,400	366,400				
	9 5	282,800	315,700	349,100	366,800				
	9 6	283,800	316,300	349,700	367,100				
	9 7	284,400	317,000	350,100	367,700				
9 8	285,200	317,300	350,500	368,200					
9 9	285,800	317,900	351,000	368,700					
1 0 0	286,700	318,600	351,400	369,200					
1 0 1	287,500	319,000	351,900	369,800					
1 0 2	288,300	319,600	352,300	370,300					
1 0 3	289,100	320,200	352,800	370,800					
1 0 4	289,900	320,800	353,200	371,200					
1 0 5	290,600	321,200	353,500	371,800					
1 0 6	291,100	321,700	354,000	372,300					
1 0 7	291,600	322,200	354,400	372,800					

108	292,100	322,700	354,700	373,300
109	292,300	323,100	355,200	373,900
110	292,600	323,500	355,700	374,300
111	292,800	323,800	356,200	374,800
112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	293,700	324,900	357,700	
115	294,100	325,300	358,200	
116	294,400	325,600	358,600	
117	294,700	325,800	359,000	
118	295,000	326,100	359,400	
119	295,300	326,500	359,900	
120	295,700	326,700	360,400	
121	296,000	326,900	360,800	
122	296,400	327,200	361,300	
123	296,700	327,500	361,800	
124	297,100	327,800	362,300	
125	297,300	328,000	362,600	
126	297,500	328,300		
127	297,800	328,700		
128	298,200	328,900		
129	298,400	329,100		
130	298,700	329,300		
131	299,100	329,700		
132	299,500	329,900		
133	299,700	330,200		
134	300,000	330,600		
135	300,400	331,000		
136	300,700	331,400		
137	300,900	331,700		
138	301,200	332,100		
139	301,600	332,500		
140	301,900	332,900		
141	302,100	333,200		
142	302,500	333,600		
143	302,900	333,900		
144	303,200	334,300		
145	303,400	334,600		
146	303,600	335,000		
147	303,900	335,400		
148	304,300	335,800		
149	304,500	336,100		
150	304,700	336,500		
151	305,000	336,900		
152	305,300	337,300		
153	305,700	337,600		
154	305,900			
155	306,100			
156	306,400			
157	306,700			
158	307,000			
159	307,300			
160	307,600			
161	308,000			
162	308,300			

	163	308,600							
	164	308,900							
	165	309,300							
	166	309,600							
	167	309,900							
	168	310,200							
	169	310,600							
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	289,700	326,200	370,600

備考 この表は、保健福祉事務所等に勤務する保健師、看護師等で現に当該本来の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五(第四条関係)

福祉職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	164,100	212,900	257,900	278,600	319,200	362,900
	2	165,300	214,600	259,400	280,000	321,400	365,500
	3	166,500	216,400	260,800	281,600	323,700	367,900
	4	167,700	218,100	262,300	282,900	325,900	370,500
	5	168,600	219,800	263,200	284,400	328,100	372,400
	6	170,100	221,600	264,500	286,300	330,100	374,900
	7	171,500	223,400	265,800	288,100	332,300	377,200
	8	172,900	225,100	267,100	290,100	334,500	379,700
	9	174,100	226,800	268,300	292,000	336,400	382,100
	10	175,500	228,300	269,400	294,000	338,600	384,800
	11	176,900	229,700	270,700	296,100	340,600	387,400
	12	178,300	231,100	271,600	298,100	342,800	390,100
	13	179,700	232,500	272,700	299,500	344,600	392,500
	14	181,000	234,100	274,000	301,800	346,600	394,800
	15	182,400	235,700	275,400	303,800	348,600	397,000
	16	183,700	237,300	276,800	305,900	350,600	399,400
	17	185,200	238,700	278,400	307,800	352,300	401,200
	18	186,700	240,300	280,200	309,800	354,300	403,200
	19	188,400	241,800	281,800	311,500	356,100	405,100
	20	189,900	243,300	283,300	313,200	358,000	406,900
	21	191,200	244,100	284,800	315,100	359,900	408,800
	22	192,800	245,400	286,600	317,200	361,800	410,600
	23	194,500	246,700	288,000	319,400	363,800	412,400
	24	196,100	248,000	289,600	321,500	365,700	414,300
	25	197,700	249,300	291,300	323,500	367,700	416,100
	26	199,400	250,900	292,800	325,500	369,600	417,600
	27	201,200	252,400	294,500	327,600	371,600	419,100
	28	202,900	254,000	296,100	329,600	373,600	420,700
	29	204,700	255,400	297,200	331,400	375,100	422,300
	30	206,100	256,700	298,500	333,500	376,900	423,600
	31	207,600	257,800	300,000	335,400	378,700	424,900
	32	209,000	259,100	301,400	337,500	380,300	426,100
	33	210,200	260,400	302,900	339,100	382,100	427,300
	34	211,500	261,400	304,500	341,000	383,500	428,600
	35	212,800	262,700	306,000	342,800	385,000	429,900
	36	213,900	263,700	307,600	344,700	386,600	431,100
	37	215,100	264,900	309,100	345,900	388,000	432,300
	38	216,500	266,100	310,600	347,800	389,200	433,100
	39	217,900	267,300	312,000	349,700	390,400	433,900
	40	219,300	268,500	313,600	351,500	391,500	434,700
	41	220,300	269,900	314,900	353,400	392,600	435,300
	42	221,500	271,400	316,500	355,200	393,800	436,000
	43	222,600	272,900	318,000	357,000	395,000	436,700
	44	223,800	274,300	319,500	358,700	396,100	437,400

	4 5	224,600	275,900	320,500	360,500	396,800	438,200
	4 6	225,700	277,400	321,700	361,900	397,500	439,000
	4 7	226,600	278,900	322,900	363,400	398,200	439,400
	4 8	227,500	280,400	324,100	364,800	398,900	440,100
	4 9	228,200	281,800	325,100	365,800	399,500	440,600
	5 0	229,100	283,200	326,100	366,900	400,100	441,000
	5 1	230,200	284,700	327,000	368,000	400,600	441,400
	5 2	231,000	286,000	328,000	369,100	401,000	441,800
	5 3	231,400	287,200	328,900	370,000	401,400	442,200
	5 4	232,500	288,300	329,600	370,600	401,700	442,600
	5 5	233,100	289,500	330,400	371,400	402,000	443,000
	5 6	233,700	290,800	331,200	372,200	402,300	443,300
	5 7	234,500	292,200	331,800	373,000	402,600	443,600
	5 8	235,200	293,600	332,300	373,800	402,900	444,000
	5 9	236,000	295,100	332,900	374,600	403,200	444,300
	6 0	236,700	296,600	333,400	375,400	403,500	444,600
	6 1	237,500	297,700	333,900	376,300	403,800	444,900
	6 2	238,100	299,200	334,100	377,000	404,100	
	6 3	238,700	300,400	334,700	377,700	404,400	
	6 4	239,200	301,900	335,300	378,400	404,700	
	6 5	240,000	303,000	335,600	378,700	405,000	
	6 6	241,000	304,300	336,100	379,300	405,300	
	6 7	242,000	305,400	336,600	379,900	405,600	
	6 8	242,900	306,700	337,100	380,600	405,900	
	6 9	243,900	307,400	337,600	381,000	406,100	
	7 0	245,000	308,500	338,100	381,700	406,400	
	7 1	245,900	309,700	338,500	382,300	406,700	
	7 2	246,600	310,900	339,000	382,900	407,000	
再任 職員 以外 の 職員	7 3	247,200	312,200	339,200	383,300	407,200	
	7 4	248,200	312,900	339,700	383,900	407,500	
	7 5	249,200	313,600	340,200	384,500	407,800	
	7 6	250,000	314,200	340,700	385,100	408,000	
	7 7	250,800	315,000	341,000	385,500	408,200	
	7 8	251,800	315,700	341,400	386,000		
	7 9	252,700	316,400	341,900	386,500		
	8 0	253,500	317,100	342,300	387,100		
	8 1	254,400	317,400	342,500	387,600		
	8 2	255,000	317,700	342,800	388,000		
	8 3	255,800	318,300	343,300	388,400		
	8 4	256,600	318,600	343,700	388,800		
	8 5	257,200	319,000	344,000	389,000		
	8 6	258,000	319,300	344,300	389,200		
8 7	258,700	319,700	344,800	389,500			
8 8	259,600	320,000	345,200	389,800			
8 9	260,200	320,500	345,500	390,000			
9 0	261,000	320,900	345,900	390,300			
9 1	261,800	321,200	346,300	390,600			
9 2	262,600	321,500	346,500	390,800			
9 3	263,000	322,000	346,800	391,000			
9 4	263,700	322,400					

9 5	264,200	322,600
9 6	264,900	323,000
9 7	265,600	323,400
9 8	266,300	323,800
9 9	267,000	324,200
1 0 0	267,700	324,600
1 0 1	268,200	324,800
1 0 2	268,700	325,100
1 0 3	269,100	325,400
1 0 4	269,600	325,700
1 0 5	269,800	326,100
1 0 6	270,000	326,300
1 0 7	270,300	326,600
1 0 8	270,600	327,000
1 0 9	271,000	327,400
1 1 0	271,300	327,700
1 1 1	271,700	328,100
1 1 2	272,000	328,400
1 1 3	272,300	328,700
1 1 4	272,600	329,100
1 1 5	272,900	329,400
1 1 6	273,300	329,600
1 1 7	273,600	329,800
1 1 8	273,900	330,100
1 1 9	274,300	330,500
1 2 0	274,700	330,900
1 2 1	274,900	331,100
1 2 2	275,100	
1 2 3	275,500	
1 2 4	275,800	
1 2 5	276,000	
1 2 6	276,300	
1 2 7	276,700	
1 2 8	277,100	
1 2 9	277,300	
1 3 0	277,700	
1 3 1	278,100	
1 3 2	278,400	
1 3 3	278,600	
1 3 4	278,900	
1 3 5	279,300	
1 3 6	279,600	
1 3 7	279,800	
1 3 8	280,100	
1 3 9	280,400	
1 4 0	280,700	
1 4 1	280,900	
1 4 2	281,100	
1 4 3	281,300	
1 4 4	281,600	

	145	282,000					
	146	282,200					
	147	282,500					
	148	282,800					
	149	283,100					
	150	283,300					
	151	283,600					
	152	283,800					
	153	284,100					
再任用職員		201,500	241,000	255,300	288,400	315,100	356,800

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会が指定するものに勤務し、本務として入所者の指導、保育等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 群馬県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第六項中「第三条第一号」を「第三条ただし書」に改める。

第二十一条第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の四十七・五」に、「百分の六十」を「百分の五十七・五」に改める。

(群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年群馬県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号	給	給料月額
1		398,000
2		456,000
3		516,000
4		596,000
5		693,000
6		791,000

第五条第二項の表を次のように改める。

号	給	給料月額
1		332,000
2		367,000
3		394,000

第六条第三項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第四条 群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

(群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年群馬県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

額	円00000000
---	-----------

号	給	給料月
1		376,00
2		422,00
3		472,00
4		533,00
5		608,00
6		710,00
7		830,00

第九条第二項及び第三項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第六条 群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条第二項及び第三項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

(知事、副知事及び企業管理者の諸給与支給条例等の一部改正)

第七条 次に掲げる条例の規定中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

一 知事、副知事及び企業管理者の諸給与支給条例(昭和二十二年群馬県条例第十六号)第二条第二項

二 群馬県教育委員会教育長の諸給与支給条例(昭和二十八年群馬県条例第四十号)第三条第二項

三 識見を有する者の中から選任された監査委員及び監査委員の事務局職員に関する条例(昭和二十八年群馬県条例第三十五号)第二条第三項

第八条 次に掲げる条例の規定中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

一 知事、副知事及び企業管理者の諸給与支給条例第二条第二項

二 群馬県教育委員会教育長の諸給与支給条例第三条第二項

三 識見を有する者の中から選任された監査委員及び監査委員の事務局職員に関する条例第二条第三項

(群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第九条 群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(令和元年群馬県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「に支給される通勤手当の額を超えない範囲内において、」を「との権衡を考慮して」に改める。

第十一条第二項中「十日」を「十五日」に改める。

(群馬県職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第十条 群馬県職員等の旅費に関する条例(昭和三十八年群馬県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「とし、県内の地域にあつては規則で定める地域とする。」を削る。

第二十六条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「路程」を「前号の規定に該当する場合を除くほか、路程」に改め、「第十五条」を削り、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 県内旅行の場合には、第十八条の規定による額の手賃

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条及び第九条並びに附則第四条の規定は令和五年四月一日から、第十条及び附則第五条の規定は同年十月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の群馬県職員の給与に関する条例(次項及び附則第三条において「改正後の給与条例」という。)別表第一から別表第五までの規定、第三条の規定による改正後の群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(同項及び附則第三条において「改正後の任期付研究員条例」という。)第五条第一項及び第二項の規定並びに第五条の規定による改正後の群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項及び附則第三条において「改正後の任期付職員条例」という。)第七条第一項の規定は、令和四年四月一日から適用する。

3 改正後の給与条例第二十一条第二項の規定、改正後の任期付研究員条例第六条第三項の規定、改正後の任期付職員条例第九条第二項及び第三項の規定並びに第七条の規定による改正後の知事、副知事及び企業管理者の諸給与支給条例第二条第二項、群馬県教育委員会教育長の諸給与支給条例第三条第二項及び識見を有する者の中か

ら選任された監査委員及び監査委員の事務局職員に関する条例第二条第三項の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

(適用日前の異動者等の号給の調整)

第二条 令和四年四月一日(以下この条において「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、当該職員が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第三条 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の群馬県職員の給与に関する条例、第三条の規定による改正前の群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例又は第五条の規定による改正前の群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第四条 令和五年三月一日から同月三十一日までの期間に係る給料等(群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例第十一条第一項に規定する給料等をいう。)を会計年度任用職員(同条例第一条に規定する会計年度任用職員をいう。)に支払う場合における、第九条の規定による改正後の同条例第十一条第二項の規定の適用については、同項中「十五日」とあるのは、「十日」とする。

(群馬県職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第十条の規定による改正後の群馬県職員等の旅費に関する条例第二条第三項及び第二十六条第一号の規定は、令和五年十月一日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

(人事委員会規則への委任)

第六条（附則第二条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

群馬県条例第七十六号

群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(個人情報保有事務の登録及び閲覧)

第三条 県の機関等（県の機関（議会を除く。以下同じ。）及び県の設立に係る地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、個人情報を保有する事務（以下「個人情報保有事務」という。）について、規則で定める事項を記載した個人情報保有事務登録簿（以下この条において「登録簿」という。）を作成し、一般の閲覧に供しなればならない。

2 県の機関等は、個人情報保有事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報保有事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 前二項の規定は、次に掲げる個人情報保有事務については、適用しない。

- 一 国の安全その他の国の重大な利益に関する個人情報保有事務
- 二 犯罪の捜査又は租税に関する法令の規定に基づく犯則事件の調査に関する個人情報保有事務
- 三 県の機関等の職員又は職員であつた者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報保有事務

4 県の機関等は、登録に係る個人情報保有事務を廃止したときは、速やかに、当該個人情報保有事務の登録を抹消しなければならない。

5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、県の機関等は、第一項の規則で定める事項の一部を登録簿に記載し、又は個人情報保有事務について登録簿に登録することにより、個人情報保有事務の目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著

群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。
令和四年十二月二十三日

群馬県知事 山本 一太

しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その規則で定める事項の一部を登録簿に記載せず、又はその個人情報保有事務について登録簿に登録しないことができる。

(開示請求の手続)

第四条 開示請求書には、法第七十七条第一項各号に掲げる事項のほか、県の機関等が定める事項を記載することができる。

(開示決定等の期限)

第五条 開示決定等は、開示請求があつた日から十四日以内に行なわれなければならない。ただし、法第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、県の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、県の機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第六条 開示請求に係る保有個人情報が多く大量であるため、開示請求があつた日から四十四日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、県の機関等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、県の機関等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(開示請求に係る手数料)

第七条 県の機関に対して開示請求をする場合、法第八十九条第二項の規定により納付しなければならないとする手数料は、無料とする。ただし、開示請求により保有個人情報の開示を受ける者は、実費の範囲内において規則で定める費用を負担しなければならない。

2 県の機関は、保有する特定個人情報を開示する場合であつて、当該開示を受ける者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の費用を減額し、又は免除することができる。

(訂正請求の手続)

第八条 訂正請求書には、法第九十一条第一項各号に掲げる事項のほか、県の機関等が定める事項を記載することができる。

(利用停止請求の手続)

第九条 利用停止請求書には、法第九十九条第一項各号に掲げる事項のほか、県の機関等が定める事項を記載することができる。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第十条 法第十九条第三項の規定により納付しなければならない手数料の額は、二万円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- 一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間一時間までごとに三千九百五十円
- 二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

2 法第十九条第四項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる者以外の者 法第十五条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が前項の規定により納付する手数料の額と同一の額
- 二 法第十五条(法第十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 一万二千六百円

(審議会への諮問)

第十一条 県の機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認められるときは、群馬県個人情報保護審議会条例(令和四年群馬県条例第七十七号)第二条に規定する群馬県個人情報保護審議会に諮問することができる。

- 一 この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- 二 法第六十六条第一項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- 三 前二号の場合のほか、法第三章第三節の施策を講ずる場合その他の場合において、保有個人情報の円滑な運用のための規程を制定し、改正し、又は廃止しようとする場合

(委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、県の機関等が定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(群馬県個人情報保護条例の廃止)

第二条 群馬県個人情報保護条例(平成十二年群馬県条例第八十五号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(守秘義務に関する経過措置)

第三条 次に掲げる者に係る旧条例第十条及び第十一条第三項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第二条第一項に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

- 一 前条の規定の施行の際現に旧条例第二条第四項に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は前条の規定の施行の日(以下「附則第二条施行日」という。)前において旧実施機関の職員であった者のうち、附則第二条施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- 二 附則第二条施行日前において旧条例第十一条第三項に規定する事務又は業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の際現に旧条例第三十二条第一項の規定により県に置かれた群馬県個人情報保護審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者又は附則第二条施行日前において旧審議会の委員であった者に係る旧条例第三十二条第五項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(審議会の調査審議に関する経過措置)

第四条 附則第二条施行日前に旧条例第六条第三項第四号の規定による意見の聴取又は旧条例第二十六条の規定により旧審議会にされた諮問は、群馬県個人情報保護審議会条例第二条に規定する群馬県個人情報保護審議会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

(開示請求等の手続に関する経過措置)

第五条 附則第二条施行日に次に掲げる請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

一 旧条例第十二条の開示請求

二 旧条例第二十二条の訂正請求

三 旧条例第二十五条の五の利用停止請求

(罰則に関する経過措置)

第六条 附則第二条施行日前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第二条施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(群馬県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第七条 群馬県住民基本台帳法施行条例(平成十四年群馬県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「群馬県個人情報保護条例(平成十二年群馬県条例第八十五号)第三十二条第一項」を「群馬県個人情報保護審議会条例(令和四年群馬県条例第七十七号)第二条」に改める。

(群馬県虐待から子どもの生命と権利を県民全体で守る条例の一部改正)

第八条 群馬県虐待から子どもの生命と権利を県民全体で守る条例(令和三年群馬県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「群馬県個人情報保護条例(平成十二年群馬県条例第八十五号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」に改める。

群馬県個人情報保護審議会条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第七十七号

群馬県個人情報保護審議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、群馬県個人情報保護審議会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

(設置)

第二条 次に掲げる事務を行うため、県に、群馬県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）第五十五条第三項において準用する同条第一項及び群馬県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年群馬県条例第八十二号。以下「議会条例」という。）第四十六条第一項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

二 群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年群馬県条例第七十六条）第十一条その他の法令等の規定による諮問に応じ調査審議すること。

第三条 審議会は、委員五名以内で組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員)

第四条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委

員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査請求についての調査権限等)

第五条 審議会は、第二条第一号に掲げる事務の審議を行うため必要があると認めるときは、諮問庁（法第五十五条第三項において準用する同条第一項及び議会条例第四十六条第一項の規定により審議会に諮問をした実施機関（県の機関（議会を含む。）及び県の設立に係る地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号））第二條第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいう。以下同じ。）に対し、保有個人情報（法第七十八条第一項第四号に規定する開示決定等、第九十四条第一項に規定する訂正決定等又は第二百二條第一項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報（法第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）及び議会条例第二十一条第一項第四号に規定する開示決定等、第三十六条第一項に規定する訂正決定等又は第四十三条第一項に規定する利用停止決定等に係る保有個人情報（議会条例第二条第四項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めるときはできない。

2 諮問庁は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、第二条第一号に掲げる事務の審議を行うため必要があると認めるときは、諮問庁に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 審議会の行う第二条第一号に掲げる事務に関する調査審議の手續は、公開しない。（委員による調査手續）

第六条 審議会は、必要があるときは、その指名する委員に、前条第一項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させることができる。（提出資料の写しの送付等）

第七条 審議会は、第五条第三項の規定による資料の提出又は法第六十六条第二項の規

定により読み替えて適用される行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第八十一条第三項において準用する同法第七十四条若しくは同項において準用する同法第七十六条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、当該資料又は主張書面の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料又は主張書面を提出した審査請求人等(審査請求人、参加人(同法第十三条第四項に規定する参加人をいう。))又は諮問庁をいう。以下同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審議会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(個人情報の取扱いについての調査権限等)

第八条 審議会は、第二条第二号に掲げる事務の審議を行うため必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

2 審議会の行う第二条第二号に掲げる事務に関する調査審議の手続は、公開しない。(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十条 第四条第六項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に従前の群馬県個人情報保護審議会の委員である者は、第

四条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第四条第二項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における従前の群馬県個人情報保護審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

群馬県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第七十八号

群馬県情報公開条例の一部を改正する条例

群馬県情報公開条例(平成十二年群馬県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 委員は、非常勤とする。

第十四条(見出しを含む。)中「非開示情報」を「不開示情報」に改め、同条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号

第十五条から第十七条までの規定中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

第十九条第一項中「起算して十五日」を「十四日」に改め、同条第三項中「起算して六十日」を「五十九日」に改める。

第二十九条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「二年」を「三年」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

第二十九条第二項の次に次の一項を加える。

3 委員は、非常勤とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第十四条第二号の二の規定は、この条例の施行の日以後にされる群馬県情報公開条例第十一条の規定による公文書の開示請求について適用する。

3 この条例の施行の際現に在職する群馬県公文書開示審査会の委員の任期は、なお従前の例による。

(群馬県公文書等の管理に関する条例の一部改正)

4 群馬県公文書等の管理に関する条例(令和二年群馬県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

群馬県営住宅設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年十二月二十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第七十九号

群馬県営住宅設置条例の一部を改正する条例

群馬県営住宅設置条例(昭和三十九年群馬県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表中

国領県営住宅
萩町県営住宅
岩神県営住宅

を

萩町県営住宅

に改める。

附則

この条例は、令和五年一月一日から施行する。

群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年十二月二十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第八十号

群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 群馬県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第一号中「百分の九十五」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の五十」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一(第五条関係)

高等学校等教育職給料表

学校職員 の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	164,400	207,400	332,200	416,900
	2	165,900	209,100	334,400	418,700
	3	167,400	210,700	336,500	420,500
	4	168,900	212,400	338,500	422,200
	5	170,500	214,200	340,600	423,700
	6	172,400	215,800	342,400	425,200
	7	174,200	217,500	344,200	427,100
	8	176,000	219,100	345,800	429,000
	9	177,700	220,900	347,500	430,800
	10	179,800	222,800	349,600	432,600
	11	181,800	224,700	351,700	434,500
	12	183,700	226,600	353,800	436,300
	13	185,600	228,100	355,900	438,000
	14	187,700	230,100	357,900	439,900
	15	189,800	232,100	359,900	441,700
	16	191,900	234,100	361,900	443,600
	17	194,100	235,900	363,500	445,300
	18	196,400	238,600	365,400	447,100
	19	198,900	241,300	367,200	448,900
	20	201,200	244,000	369,200	450,700
	21	203,600	246,600	370,800	452,300
	22	205,200	249,400	372,700	454,000
	23	206,900	252,000	374,500	455,900
	24	208,600	254,700	376,400	457,600
	25	210,100	257,000	377,700	459,300
	26	211,600	259,400	379,500	460,900
	27	213,300	261,900	381,300	462,500
	28	214,900	264,100	383,200	464,000
	29	216,400	266,600	385,000	465,500
	30	218,100	268,900	386,900	466,800
	31	219,800	271,100	388,800	468,100
	32	221,500	273,200	390,800	469,400
	33	222,900	275,300	392,500	470,600
	34	224,700	277,500	394,200	471,300
	35	226,500	279,600	395,800	472,000
	36	228,200	281,500	397,600	472,700
	37	229,700	283,800	398,800	473,300
	38	231,500	285,500	400,300	474,000
	39	233,300	287,400	401,700	474,700
	40	235,100	289,200	403,100	475,400

	41	236,800	290,600	404,800	476,000
	42	238,500	292,700	406,200	
	43	240,100	294,700	407,500	
	44	241,700	296,900	409,000	
	45	242,900	298,900	410,600	
	46	244,200	301,300	411,900	
	47	245,500	303,500	413,400	
	48	246,600	306,100	415,000	
	49	247,900	308,300	416,700	
	50	249,300	310,700	418,100	
	51	250,500	313,000	419,700	
	52	251,900	315,200	421,200	
	53	253,000	317,300	422,900	
	54	254,200	319,100	424,400	
	55	255,500	320,700	426,000	
	56	256,500	322,300	427,600	
	57	257,800	324,200	429,100	
	58	258,500	326,300	430,600	
	59	259,600	328,400	431,800	
	60	260,600	330,400	433,000	
	61	261,700	332,500	434,200	
	62	262,600	334,600	435,500	
	63	263,700	336,800	436,800	
	64	264,500	339,000	438,000	
	65	265,800	340,700	439,200	
	66	267,200	342,900	440,400	
	67	268,600	344,900	441,600	
	68	270,200	347,100	442,800	
	69	271,500	348,900	444,000	
	70	272,800	350,800	445,200	
	71	274,100	352,800	446,400	
	72	275,400	354,800	447,600	
	73	276,400	356,400	448,700	
	74	277,600	358,300	449,300	
	75	278,900	360,100	449,800	
再任用学 校職員以 外の学校 職員	76	279,900	362,000	450,300	
	77	280,800	363,800	450,800	
	78	281,800	365,500	451,400	
	79	282,800	367,200	451,900	
	80	283,800	368,800	452,400	
	81	284,900	370,300	452,900	
	82	286,100	371,800		
	83	287,300	373,300		
	84	288,500	374,700		
	85	289,500	375,800		
	86	290,600	377,200		
	87	291,600	378,600		
	88	292,800	379,900		

89	293,900	381,200
90	295,000	382,500
91	296,200	383,700
92	297,400	385,000
93	297,900	386,300
94	298,900	387,400
95	300,000	388,700
96	301,200	389,900
97	302,200	391,300
98	303,300	392,300
99	304,300	393,400
100	305,400	394,400
101	306,300	395,300
102	307,400	396,300
103	308,500	397,400
104	309,500	398,500
105	310,100	399,200
106	311,000	400,100
107	311,800	401,000
108	312,600	401,900
109	313,500	402,700
110	313,900	403,600
111	314,300	404,400
112	314,800	405,200
113	315,400	405,800
114	315,800	406,500
115	316,300	407,200
116	316,800	407,900
117	317,400	408,500
118	317,900	409,000
119	318,300	409,400
120	318,800	409,800
121	319,300	410,200
122	319,700	410,500
123	320,200	410,800
124	320,700	411,000
125	321,300	411,200
126	321,600	411,500
127	321,900	411,800
128	322,200	412,000
129	322,400	412,200
130	322,700	412,500
131	323,000	412,800
132	323,300	413,000
133	323,500	413,200
134	323,700	413,500
135	323,900	413,800
136	324,200	414,000

	137	324,500	414,200		
	138	324,700	414,500		
	139	325,000	414,800		
	140	325,300	415,000		
	141	325,500	415,200		
	142	325,700	415,500		
	143	326,000	415,800		
	144	326,200	416,000		
	145	326,500	416,200		
	146	326,700	416,500		
	147	327,000	416,800		
	148	327,300	417,000		
	149	327,500	417,200		
	150	327,700	417,500		
	151	328,000	417,800		
	152	328,300	418,000		
	153	328,500	418,200		
再任用学 校職員		234,000	274,300	331,100	415,200

備考 この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第一の二(第五条関係)

小学校中学校教育職給料表

学校職員 の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	164,400	180,200	296,000	406,700
	2	165,900	182,300	298,600	408,200
	3	167,400	184,400	301,400	409,700
	4	168,900	186,600	303,800	411,200
	5	170,500	188,600	306,300	412,600
	6	172,400	190,600	308,400	414,000
	7	174,200	192,700	310,700	415,500
	8	176,000	194,800	312,800	417,100
	9	177,700	197,000	314,900	418,500
	10	179,800	199,600	317,200	419,900
	11	181,800	202,200	319,600	421,300
	12	183,700	204,800	322,100	422,600
	13	185,600	207,400	324,500	423,900
	14	187,700	209,100	326,400	425,300
	15	189,800	210,700	328,300	426,700
	16	191,900	212,400	330,400	428,100
	17	194,100	214,200	332,200	429,300
	18	196,400	215,800	334,400	430,600
	19	198,900	217,500	336,500	431,800
	20	201,200	219,100	338,500	433,100
	21	203,600	220,900	340,600	434,200
	22	205,200	222,800	342,400	435,400
	23	206,900	224,700	344,200	436,700
	24	208,600	226,600	345,800	438,000
	25	210,100	228,100	347,500	439,300
	26	211,500	230,100	349,300	440,500
	27	213,100	232,100	351,200	441,500
	28	214,600	234,100	353,100	442,600
	29	216,300	235,900	354,900	443,800
	30	218,000	238,600	356,700	444,600
	31	219,700	241,300	358,400	445,400
	32	221,400	244,000	360,300	446,300
	33	222,700	246,600	361,600	447,200
	34	224,400	249,400	363,300	447,700
	35	226,100	252,000	364,800	448,200
	36	227,700	254,700	366,600	448,700
	37	229,100	257,000	368,500	449,200
	38	230,800	259,400	370,000	449,700
	39	232,500	261,900	371,300	450,200
	40	234,200	264,100	372,900	450,700

	41	235,800	266,600	374,000	451,200
	42	237,500	268,900	375,400	
	43	239,100	271,100	376,800	
	44	240,700	273,200	378,300	
	45	242,300	275,300	379,700	
	46	243,800	277,500	381,300	
	47	245,100	279,600	382,900	
	48	246,400	281,500	384,400	
	49	247,500	283,800	385,800	
	50	248,800	285,500	387,300	
	51	250,200	287,400	388,800	
	52	251,300	289,200	390,200	
	53	252,400	290,600	391,400	
	54	253,800	292,700	392,700	
	55	254,800	294,700	393,800	
	56	255,800	296,900	394,900	
	57	257,000	298,900	396,300	
	58	258,000	301,300	397,500	
	59	259,100	303,500	398,700	
	60	260,100	306,100	400,000	
	61	261,300	308,300	401,200	
	62	262,000	310,700	402,200	
	63	262,900	313,000	403,600	
	64	263,500	315,200	404,900	
	65	264,500	317,300	406,100	
	66	265,900	319,100	407,200	
	67	267,000	320,700	408,400	
	68	268,300	322,300	409,500	
	69	269,800	324,200	410,500	
	70	271,300	326,300	411,700	
	71	272,600	328,400	412,900	
	72	274,000	330,400	414,100	
	73	274,800	332,500	414,700	
	74	275,800	334,600	415,500	
	75	277,000	336,800	416,200	
	76	278,000	339,000	416,700	
	77	279,200	340,700	417,000	
	78	280,200	342,600	417,400	
	79	281,400	344,300	417,800	
	80	282,300	346,100	418,200	
	81	283,500	347,900	418,500	
再任用学 校職員以 外の学校 職員	82	284,300	349,700	418,900	
	83	285,300	351,100	419,300	
	84	286,300	352,900	419,600	
	85	287,200	354,100	419,900	
	86	288,100	355,700	420,300	
	87	288,800	357,200	420,700	
	88	289,800	358,700	421,000	

89	290,800	360,000	421,300
90	291,700	361,300	421,600
91	292,600	362,700	421,900
92	293,400	364,100	422,100
93	293,700	365,600	422,300
94	294,400	366,900	422,600
95	295,100	368,200	422,900
96	295,900	369,400	423,100
97	296,700	370,400	423,300
98	297,500	371,400	
99	298,300	372,400	
100	299,000	373,400	
101	299,900	374,300	
102	300,400	375,300	
103	300,900	376,300	
104	301,400	377,300	
105	301,600	378,100	
106	302,000	379,000	
107	302,300	379,900	
108	302,500	380,900	
109	302,700	381,700	
110	302,900	382,700	
111	303,200	383,700	
112	303,500	384,700	
113	303,700	385,300	
114	303,900	386,200	
115	304,100	387,100	
116	304,400	388,000	
117	304,700	388,800	
118	305,000	389,500	
119	305,300	390,300	
120	305,600	391,100	
121	305,800	391,700	
122	306,000	392,500	
123	306,200	393,200	
124	306,500	393,900	
125	306,800	394,500	
126		395,200	
127		395,700	
128		396,300	
129		397,000	
130		397,600	
131		398,100	
132		398,600	
133		398,900	
134		399,200	
135		399,500	
136		399,800	

	137		400,100		
	138		400,400		
	139		400,700		
	140		401,000		
	141		401,300		
	142		401,600		
	143		401,900		
	144		402,200		
	145		402,400		
	146		402,700		
	147		403,000		
	148		403,200		
	149		403,400		
	150		403,700		
	151		404,000		
	152		404,200		
	153		404,400		
	154		404,700		
	155		405,000		
	156		405,200		
	157		405,400		
	158		405,700		
	159		406,000		
	160		406,200		
	161		406,400		
	162		406,700		
	163		407,000		
	164		407,200		
	165		407,400		
再任用学 校職員		225,200	271,100	324,400	405,200

備考 この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第二(第五条関係)

栄養職給料表

学校職員 の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	特 5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100	290,200
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000	292,300
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100	294,200
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100	296,200
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200	298,000
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300	299,900
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200	301,500
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200	303,100
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000	305,100
	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900	307,000
	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500	309,100
	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100	311,100
	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100	313,100
	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000	315,100
	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100	317,200
	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100	319,300
	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100	323,300
	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100	325,300
	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200	327,300
	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300	329,300
	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100	331,000
	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100	333,100
	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900	335,100
	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900	337,200
	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600	338,600
	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500	340,500
	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500	342,400
	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500	344,300
	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800	345,900
	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600	347,800
	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300	349,700
	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100	351,500
	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800	353,400
	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600	355,200
	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500	357,000
	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300	358,700
	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100	360,100
	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800	361,400
	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400	362,800
	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100	364,200

再任用学 校職員以 外の学校 職員	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300	365,500
	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400	366,400
	43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600	367,500
	44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800	368,600
	45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000	369,400
	46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800	370,300
	47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000	371,200
	48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100	372,100
	49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100	373,000
	50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100	373,800
	51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100	374,600
	52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100	375,400
	53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900	376,100
	54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700	376,800
	55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600	377,500
	56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500	378,200
	57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000	378,700
	58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800	379,300
	59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600	379,900
	60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400	380,600
	61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800	381,000
	62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500	381,700
	63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200	382,300
	64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900	382,900
	65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300	383,300
	66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900	383,900
	67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600	384,500
	68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200	385,100
	69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600	385,500
	70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100	386,000
	71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600	386,500
	72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100	387,100
	73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700	387,400
	74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200	387,800
	75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800	388,200
	76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400	388,600
	77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900	388,900
	78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400	389,200
79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900	389,500	
80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400	389,800	
81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700	390,000	
82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200	390,300	
83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600	390,600	
84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000	390,800	
85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400	391,000	
86		289,500	325,400	346,300		391,300	
87		289,700	325,600	346,600		391,600	
88		289,900	326,000	346,900		391,800	

	89		290,300	326,400	347,300		392,000
	90		290,500	326,800	347,600		392,300
	91		290,700	327,200	348,000		392,600
	92		290,900	327,600	348,300		392,800
	93		291,300	327,900	348,700		393,000
	94		291,500	328,100	349,000		
	95		291,700	328,500	349,300		
	96		292,000	328,800	349,600		
	97		292,400	329,000	349,900		
	98		292,700	329,300	350,300		
	99		292,900	329,600	350,700		
	100		293,200	329,900	351,100		
	101		293,500	330,100	351,600		
	102		293,700	330,400	352,000		
	103		293,900	330,800	352,400		
	104		294,200	331,000	352,800		
	105		294,500	331,200	353,300		
	106			331,400			
	107			331,800			
	108			332,000			
	109			332,200			
	110			332,600			
	111			333,000			
	112			333,400			
	113			333,600			
再任用学 校職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	289,700

別表第三(第五条関係)

事務職給料表

学校職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
	35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
	36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
	37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
	38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
	39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
	40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700

再任用学校職員以外の学校職員	41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
	42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
	43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
	44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
	45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
	46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
	47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
	48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
	49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
	50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
	51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
	52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
	53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
	54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
	55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
	56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
	57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
	58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
	59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
	60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
	61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
	62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
	63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
	64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
	65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
	66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
	67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
	68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
	69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
	70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500		
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800		
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000		
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200		
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300			
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600			
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800			

	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
	94		294,900	342,600				
	95		295,200	343,100				
	96		295,600	343,500				
	97		295,800	343,700				
	98		296,100	344,100				
	99		296,500	344,500				
	100		296,900	344,800				
	101		297,100	345,100				
	102		297,400	345,500				
	103		297,800	345,900				
	104		298,100	346,300				
	105		298,300	346,800				
	106		298,600	347,200				
	107		299,000	347,600				
	108		299,300	348,000				
	109		299,500	348,500				
	110		299,900	348,900				
	111		300,300	349,200				
	112		300,600	349,500				
	113		300,800	350,000				
	114		301,000					
	115		301,300					
	116		301,700					
	117		301,900					
	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用学 校職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

第二条 群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項第一号中「百分の百五」を「百分の百」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「百分の四十七・五」に改める。

別表第三の五の四級の項中「若しくは主査(総括)」を「主査(総括)若しくは専門員(係長)」に、「若しくは主任事務長代理」を「主任事務長代理若しくは主任専門員」に改め、同表五級の項中「若しくは主幹(総括)」を「主幹(総括)、専門員(補佐)若しくは専門員(係長(総括))」に、「若しくは主幹事務長代理」を「主幹事務長代理、補佐専門員若しくは主幹専門員」に改め、同表六級の項中「若しくは事務長(補佐(総括))」を「事務長(補佐(総括))若しくは専門員(補佐(総括))」に、「若しくは統括補佐事務長」を「統括補佐事務長若しくは統括補佐専門員」に改める。

(群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則に八項を加える改正規定のうち附則第十一項及び第十四項中「号級」を「号給」に改める。

(群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第四条 群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(令和元年群馬県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「に支給される通勤手当の額を超えない範囲内において、」を「との権衡を考慮して」に改める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与に関する条例(次項及び附則第三条において「改正後の給与条例」という。)別表第一から別表第三までの規定は、令和四年四月一日から適用する。

3 改正後の給与条例第二十四条第二項の規定は、令和四年十二月一日から適用する。(適用日前の異動者等の号給の調整)

第二条 令和四年四月一日(以下この条において「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した学校職員及び教育委員会の定めるこれに準ずる学校職員の適用日における号給については、当該学校職員が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第三条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の群馬県公立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への協議)

第四条 前二条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会と協議して、教育委員会が定める。

群馬県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年十二月二十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第八十一号

群馬県暴力団排除条例の一部を改正する条例

群馬県暴力団排除条例(平成二十二年群馬県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 暴力団の威力を利用することの禁止等(第十六条―第十八条)」

を「第四章 暴力団の威力を利用することの禁止等(第十六条―第十八条の三)」

を「第四章の二 暴力団排除特別強化地域(第十八条の四―第十八条の六)」に、

「第二十四条」を「第二十四条の二」に、「第二十六条」を「第二十六条―第二十九条」に改める。

第二条に次の三号を加える。

五 青少年 十八歳未満の者をいう。

六 特定営業 次のいずれかに該当する営業をいう。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号。以下「風適法」という。)第二条第一項に規定する風俗営業

ロ 風適法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業

ハ 風適法第二条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業

ニ 風適法第二条第十三項に規定する接客業務受託営業

ホ 設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十五条第一項の許可を受けて営むもの(風適法第二条第四項に規定する接待飲食等営業又は同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。)

ヘ 風俗案内(次に掲げる行為をいう。以下このへにおいて同じ。)を行うための施設(不特定多数の者が利用することができるものに限る。以下「風俗案内所」という。)を設け、当該風俗案内所において有償又は無償で風俗案内を行う営業

(1) 風適法第二条第一項第一号に該当する営業に関する次に掲げる情報を、当該情報の提供を受けようとする者の求めに応じて提供する行為

(i) 接待の内容、接待を受けることのできる時間、接待に従事する者又は接待を受けるための料金に関する情報

(ii) 営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先に関する情報

(2) 風適法第二条第六項第一号若しくは第二号又は第七項第一号のいずれかに該当する営業に関する次に掲げる情報を、当該情報の提供を受けようとする者の求めに応じて提供する行為

(i) 客に接触する役務の内容、当該役務を受けることのできる時間、当該役務に従事する者又は当該役務を受けるための料金に関する情報

(ii) 営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先(風適法第二条第七項第一号に該当する営業にあつては、当該営業につき広告若しくは宣伝をするときに当該営業を示すものとして使用する呼称、風適法第三十一条の二第一項第七号に規定する受付所の所在地又は客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先)に関する情報

七 特定営業者 特定営業を営む者をいう。

第十一条の次に次の一条を加える。

(暴力団からの離脱促進)

第十一条の二 県は、暴力団員の暴力団からの離脱を促進するため、関係機関等と連携を図り、暴力団から離脱をする意志を有する者その他関係者に対し、情報の提供、助言その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十四条の次に次の一条を加える。

(青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止)

第十四条の二 暴力団員は、正当な理由がある場合を除き、自己が活動の拠点とする暴力団事務所に青少年を立ち入らせてはならない。

第十五条第一項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園第十五条第二項中「前項」を「第一項(第十号に係る部分を除く。)」に改め、「同項各号」の下に「(第十号を除く。)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 暴力団事務所は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に

規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域（これらの地域から前項に規定する区域を除く。以下「住居地域等」という。）においては、これを開設し、又は運営してはならない。

第十五条に次の二項を加える。

4 第一項（第十号に係る部分に限る。）の規定は、令和五年四月一日前から運営されている暴力団事務所、及び同日以後に開設された暴力団事務所であつて、その開設後に同号に掲げる施設が設置されたことにより、同項に規定する区域内において運営されることとなったものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこれらの暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りではない。

5 第二項の規定は、令和五年四月一日前から運営されている暴力団事務所、及び同日以後に開設された暴力団事務所であつて、その開設後に住居地域等が定められたことにより、住居地域等において運営されることになったものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこれらの暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りではない。

第四章第十八条の次に次の二条を加える。

（自己又は他人の名義を利用させることの禁止）

第十八条の二 何人も、暴力団員が次条の規定に違反することとなることの情を知つて、暴力団員に対し、自己又は他人の名義を利用してはならない。

（他人の名義を利用することの禁止）

第十八条の三 暴力団員は、自らが暴力団員である事実を隠蔽する目的で、他人の名義を利用してはならない。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 暴力団排除特別強化地域

（暴力団排除特別強化地域）

第十八条の四 暴力団の排除を徹底することにより、住民及び来訪者にとって一層安全で安心なまちづくりを特に強力に推進する地域として、別表に掲げる地域を暴力

団排除特別強化地域（以下「特別強化地域」という。）とする。

（特定営業者の禁止行為）

第十八条の五 特定営業者は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者から、用心棒の役務（業務を円滑に行うことができるようにするため顧客、従業者その他の関係者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。以下同じ。）の提供を受けてはならない。

2 特定営業者は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、用心棒の役務の提供を受けること又は当該特定営業を営むことを容認されることの対償として利益の供与をしてはならない。

（暴力団員の禁止行為）

第十八条の六 暴力団員は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、特定営業者に対し、用心棒の役務の提供をし、又は自らが指定した者に用心棒の役務の提供をさせてはならない。

2 暴力団員は、特別強化地域における特定営業の営業に関し、特定営業者から、用心棒の役務の提供をすること若しくは当該特定営業を営むことを容認することの対償として利益の供与を受け、又は自らが指定した者に当該利益の供与を受けさせてはならない。

第二十二条の見出しを「（調査及び立入り）」に改め、同条中「第十七条、第十八条」を「第十四条の二、第十七条から第十八条の三まで」に改め、「（以下「違反行為」という。）」を削り、同条を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

公安委員会は、第十五条第二項の規定に違反する行為をした疑いがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、暴力団員その他の関係者に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に住居地域等内の建物に立ち入り、物件を検査させ、若しくは暴力団員その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解し

てはならない。

第二十三条中「違反行為があつた」を「第十七条から第十八条の三まで、第二十条第一項又は第二十一条第一項の規定に違反する行為があつた」に、「当該違反行為」を「当該行為」に改める。

第二十四条第一項を次のように改める。

公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

一 第二十二條第四項の規定により説明又は資料の提出を求められた者が正当な理由がなく当該説明又は資料の提出を拒んだ場合

二 前条の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかつた場合

第六章中第二十四条の次に次の一条を加える。

(命令)

第二十四条の二 公安委員会は、暴力団員が第十四条の二の規定に違反する行為をしたときは、当該暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

2 公安委員会は、暴力団員が第十四条の二の規定に違反する行為をした場合において、当該暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあるとき、当該暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、同条の規定に違反する行為が行われることを防止するために必要な事項を命ずることができる。

3 公安委員会は、第十五条第二項の規定に違反して暴力団事務所が開設され、又は運営されたときは、当該暴力団事務所を開設し、又は運営する者に対し、当該暴力団事務所の新設又は運営の中止を命ずることができる。

第八章を次のように改める。

第八章 罰則

(罰則)

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者

二 相手方が暴力団員又は暴力団員が指定した者であることの情を知つて第十八条の五第一項又は第二項の規定に違反した者

三 第十八条の六第一項又は第二項の規定に違反した者

四 第二十四条の二第三項の規定による命令に違反した者

2 前項第二号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第二十七条 第二十四条の二第一項又は第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 第二十二條第一項の規定に違反して説明をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の説明若しくは資料の提出について虚偽の説明をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第二十九条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第十八条の四関係)

市	地域
前橋市	千代田町四丁目、千代田町五丁目
	新紺屋町、中紺屋町、柳川町のうち主要地方道あら町下室

高崎市	田線から東側の地域、寄合町
伊勢崎市	本町
太田市	太田市飯田町の一部で、太田九合百四十三号線と太田市道二級三十二号線との交差点を起点として、同線を東進し、太田九合百四十六号線との交差点に至り、同交差点から同線を南進し、一般県道三百二十三号鳥山竜舞線との交差点に至り、同交差点から同線を西進し、太田九合百四十三号線との交差点に至り、同交差点から同線を北進して起点に至る各線で囲む地域

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県議会の保有する個人情報の保護に関する条例をここに公布する。
令和四年十二月二十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第八十二号

群馬県議会の保有する個人情報の保護に関する条例

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 個人情報等の取扱い(第四条―第十七条)

第三章 個人情報ファイル(第十八条)

第四章 開示、訂正及び利用停止

第一節 開示(第十九条―第三十一条)

第二節 訂正(第三十二条―第三十八条)

第三節 利用停止(第三十九条―第四十四条)

第四節 審査請求(第四十五条―第四十七条)

第五章 雑則(第四十八条―第五十三条)

第六章 罰則(第五十四条―第五十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、群馬県議会(以下「議会」という。)における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。))で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法

を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができることができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員(以下この章から第三章まで及び第六章において「職員」という。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、群馬県情報公開条例(平成十二年群馬県条例第八十三号)第二条第四項に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記載されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように

体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によつて識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に依つて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に依つて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有してい

るものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）別表第一に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第三条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第二章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第四条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第十二条第二項第二号及び第三号並びに第四章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行つてはならない。

（利用目的の明示）

第五条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそ

れがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。
（不適正な利用の禁止）

第六条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第七条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（正確性の確保）

第八条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第九条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

（従事者の義務）

第十条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第二項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者という。以下この条及び第五十四条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（漏えい等の通知）

第十一条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、

この限りでない。
 一 本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
 二 当該保有個人情報に第二十一条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。
 (利用及び提供の制限)

第十二条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによつて、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会若しくは企業管理者、県が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第二条第八項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人

個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の課又は職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第二項第二号から第四号まで及び第三十条の規定は適用しないものとし、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十九条第一項第一号	又は第十二条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき	第十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号利用法第二十九条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第十二条第二項	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用する
第十二条第二項	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第三十一条	負担しなければならない	負担しなければならない。この場合において、議長が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、当該費用を減額し、又は免除することができる
第十二条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
第十二条第一項及	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第三十九条第一	番号利用法第十九条	

項第二号 一 び第二項

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第十三条 議長は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第十四条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合(当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第十五条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報(個人情報であるものを除く。以下この条及び第五十条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定

する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第十六条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前二項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(個人情報保有事務の登録及び閲覧)

第十七条 議会は、個人情報を保有する事務(以下「個人情報保有事務」という。)について、議長が定める事項を記載した個人情報保有事務登録簿(以下この条において「登録簿」という。)を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

2 議会は、個人情報保有事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報保有事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 前二項の規定は、次に掲げる個人情報保有事務については、適用しない。

- 一 国の安全その他の国の重大な利益に関する個人情報保有事務
- 二 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項

に関する個人情報保有事務

4 議会は、登録に係る個人情報保有事務を廃止したときは、速やかに、当該個人情報保有事務の登録を抹消しなければならない。

第三章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第十八条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

- 一 個人情報ファイルの名称
 - 二 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - 三 個人情報ファイルの利用目的
 - 四 個人情報ファイルに記録される項目(以下この条において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第一号へにおいて同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(次項第二号において「記録範囲」という。)
 - 五 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この条において「記録情報」という。)の収集方法
 - 六 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - 七 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - 八 次条第一項、第三十二条第一項又は第三十九条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - 九 第三十二条第一項ただし書又は第三十九条第一項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- 一 次に掲げる個人情報ファイル
 - イ 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

ロ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ハ 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

ニ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

ホ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

ヘ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

ト イからへまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第一項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第五号若しくは第七号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第四章 開示、訂正及び利用停止

第一節 開示

(開示請求権)

第十九条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わつて前項の規定による開

示の請求（以下この章及び第四十九条において「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第二十条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 開示請求に係る保有個人情報に記載されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることが出来る。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第二十一条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 開示請求者（第十九条第二項の規定により代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十八条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の

個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 議長が第二十五条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると議長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相

互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ハ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ニ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ホ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ヘ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第二十二條 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができる

ることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第二十三條 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第二十四條 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第二十五條 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときはその旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第五条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第二十六條 開示決定等は、開示請求があつた日から十四日以内に行わなければならない。ただし、第二十条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書

面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第二十七条 開示請求に係る保有個人情報若しくは大量であるため、開示請求があった日から四十四日以内はその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第二十八条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第四十六条第二項第三号及び第四十七条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十五条第一項の決定(以下この章において「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第二十一条第二号又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第二十三条の規定により開

示しようとするとき。

3 議長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第四十六条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第二十九条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図面に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図面の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第三十条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報(前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。))には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用の負担)

第三十一条 開示請求により個人情報の開示を受ける者は、実費の範囲内において議長が定める費用を負担しなければならない。

第二節 訂正

(訂正請求権)

第三十二条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第三十九条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 開示決定に係る保有個人情報であつて、第三十条第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第四十条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行なわなければならない。

(訂正請求の手続)

第三十三条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「訂正請求書」という。）を議長に提出しなければならない。

一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第三十四条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第三十五条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第三十六条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から三十日以内に行ななければならない。ただし、第三十三条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第三十七条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等を行ななければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第三十八条 議長は、第三十五条第一項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、

遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第三節 利用停止

(利用停止請求権)

第三十九条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に關して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 第四条第二項の規定に違反して保有されているとき、第六条の規定に違反して取り扱われているとき、第七条の規定に違反して取得されたものであるとき又は第十二条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

二 第十二条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第四十九条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手續)

第四十条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出しなければならない。

一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報の特定するに足りる事項

三 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第四十一条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第四十二条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第四十三条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四十条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第四十四条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げ

る事項を書面により通知しなければならない。

一 この条の規定を適用する旨及びその理由

二 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第四節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第四十五条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成

二十六年法律第六十八号)第九条第一項の規定は、適用しない。

(審査請求に係る諮問)

第四十六条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、群馬県個人情報保護審議会条例(令和四年群馬県条例第七十七号)第二条に規定する群馬県個人情報保護審議会(第五十一条において「審議会」という。)に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人を含む。以下この項及び次条第二号において同じ。)

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第四十七条 第二十八条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

二 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第五章 雑則

(適用除外)

第四十八条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四章(第四節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第四十九条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第五十条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審議会への諮問)

第五十一条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく

意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。
(施行の状況の公表)

第五十二条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第五十三条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第六章 罰則

第五十四条 職員若しくは職員であつた者、第九条第二項若しくは第十五条第五項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第五項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十五条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 前三条の規定は、県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第五十八条 偽りその他不正の手段により、第二十五条第一項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、五十万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

県議会議員の議員報酬等支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和四年十二月二十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第八十三号

県議会議員の議員報酬等支給条例の一部を改正する条例

第一条 県議会議員の議員報酬等支給条例(昭和二十六年群馬県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第二条 県議会議員の議員報酬等支給条例の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

附 則

1 この条例中第一条及び次項の規定は公布の日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の県議会議員の議員報酬等支給条例第七条第二項の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
